

議案第26号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 目黒区長 青木英二

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「退職した者」の次に「（第16条第1項各号に掲げる者を含む。）」を加え、同項第2号中「100分の115」を「100分の107」に改め、同項第3号中「100分の155」を「100分の153」に改め、同項第4号中「100分の210」を「100分の200」に改め、同項第5号中「100分の140」を「100分の134」に改め、同項第6号中「100分の105」を「100分の101」に改め、同条第2項中「41.25」を「39.75」に改める。

第6条第1項第1号中「100分の85」を「100分の83」に改め、同項第2号中「100分の165」を「100分の157」に改め、同項第3号中「100分の175」を「100分の168」に改め、同項第4号中「10分の160」を「100分の154」に改め、同項第5号中「100分の90」を「100分の89」に改め、同条第2項中「49.55」を「47.7」に改める。

第7条の4第2項中「第16条若しくは」を「第16条第1項又は」に改め、「支給を受けなかったこと又は第18条第2項の規定により一般の退職手当等の」を削る。

第10条第1項第1号中「402」を「400」に改め、同項第2号中「35」を「300」に改め、同項第3号中「268」を「215」に改め、同

項第4号中「207」を「190」に改め、同項第5号中「185」を「170」に改め、同項第6号中「168」を「148」に改め、同項第7号中「146」を「0」に改め、同項第8号を削る。

第11条第3項中「第16条各号」を「第16条第1項各号」に改める。

第16条中「に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない」を「(当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる」に改め、同条に次の2項を加える。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示等をした日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第17条第5項第2号及び第3号中「次条第2項」を「次条第1項」に改め、同条第6項中「次条第3項」を「次条第2項」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

第17条第11項を削る。

第18条の見出し中「禁ご」を「禁錮」に改め、同条第1項を次のように改める。

退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との權衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

第18条第2項を削り、同条第3項中「前項第2号」を「前項第3号」に、「同項」を「第16条第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「第2項第2号又は第3項」を「第1項第3号又は前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項中「前条第10項及び第11項」を「第16条第2項及び第3項」に、「第2項及び第3項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「第2項又は第3項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第6項とする。

第19条第1項中「前条第2項」を「第16条第1項」に改め、同項第1号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条第6項中「第17条第10項」を「第16条第2項」に改める。

第20条第1項中「第18条第2項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「第17条第10項」を「第16条第2項」に改める。

第21条第4項中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条第6項中「第18条第2項」を「第16条第1項」に改め、同条第7項中「第17条第10項」を「第16条第2項」に改める。

第22条第2項中「第18条第2項第2号若しくは第3項」を「第18条第1項第3号若しくは第2項」に改め、同条第3項中「第18条第3項」を「第18条第2項」に改める。

付則第15項中「平成25年4月1日以後」を「平成30年4月1日以後」に、「第10条第1項第8号」を「第10条第1項第7号」に、「次の各号に掲げる退職の日が属する期間の区分に応じ、当該各号に定める」を「68の」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削る。

付則第16項中「次の各号に掲げる退職の日が属する期間の区分に応じ、当該各号に定める」を「22の」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削る。

#### 付 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(説明) 退職手当の基本額の支給率を引き下げるとともに、退職手当の調整額の算定の基礎となる在職期間中の職務及び職責による点数を見直し、併せて懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限を見直すため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

## 資料

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(\_\_\_\_\_は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(普通退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次条第1項、第7条第1項又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者（第16条第1項各号に掲げる者を含む。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員の給与に関する条例第9条の規定に基づく給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の10</u> <u>7</u></p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の15</u> <u>3</u></p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の20</u> <u>0</u></p>	<p>(普通退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次条第1項、第7条第1項又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員の給与に関する条例第9条の規定に基づく給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の11</u> <u>5</u></p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の15</u> <u>5</u></p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の21</u> <u>0</u></p>

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の13

4

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の101

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に39.75を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって、その者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、職員の定年等に関する条例（昭和59年3月目黒区条例第4号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものと含む。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の83

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の15

7

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の14

0

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に41.25を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって、その者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、職員の定年等に関する条例（昭和59年3月目黒区条例第4号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものと含む。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の85

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の16

5

(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の16  
8

(4) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の15  
4

(5) 35年以上の期間については、1年につき100分の89

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に47.7を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって、その者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第7条の4 (現行に同じ。)

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第5項に規定する都職員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条第1項又は

(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の17  
5

(4) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の16  
0

(5) 35年以上の期間については、1年につき100分の90

2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に49.55を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって、その者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第7条の4 (省略)

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第5項に規定する都職員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条若しくは第

第18条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第11条第5項に規定する都職員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)・(2)（現行に同じ。）

（退職手当の調整額）

第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

- (1) 第1号区分 400
- (2) 第2号区分 300
- (3) 第3号区分 215
- (4) 第4号区分 190

18条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けなかつたこと又は第18条第2項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第11条第5項に規定する都職員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)・(2)（省略）

（退職手当の調整額）

第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

- (1) 第1号区分 402
- (2) 第2号区分 335
- (3) 第3号区分 268
- (4) 第4号区分 207

(5) 第5号区分 170

(6) 第6号区分 148

(7) 第7号区分 0

2~7 (現行に同じ。)

(勤続期間の計算)

第11条 (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

3 職員が退職した場合 (第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については引き続いて在職したものとみなす。

4~8 (現行に同じ。)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者 (当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該

(5) 第5号区分 185

(6) 第6号区分 168

(7) 第7号区分 146

(8) 第8号区分 0

2~7 (省略)

(勤続期間の計算)

第11条 (省略)

2 (省略)

3 職員が退職した場合 (第16条各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については引き続いて在職したものとみなす。

4~8 (省略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者 に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。

退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)・(2) (現行に同じ。)

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもって通知に代えができる。この場合においては、その掲示等をした日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第17条 (現行に同じ。)

2～4 (現行に同じ。)

(1)・(2) (省略)

(退職手当の支払の差止め)

第17条 (省略)

2～4 (省略)

- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) (現行に同じ。)
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支

- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) (省略)
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第2項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第2項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支

支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7～9 (現行に同じ。)

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の

支払差止処分を受けた者が次条第3項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7～9 (省略)

10 退職手当管理機関は、支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支払差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

11 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該支払差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該支払差止処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示等をした日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該支払差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職後禁こ以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁こ以上の刑に処せられたときは、当該退職に

退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との權衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。

## 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号に該当する場合にお

いて、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した

者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第16条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、同項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

4 第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行うときは、一般の退職手当等のうち、一般の退職手当に相当する部分は、第5条の規定により計算した額を基準として算定する。

5 退職手当管理機関は、第2項第2号又は第3項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

6 (省略)

7 前条第10項及び第11項の規定は、第2項及び第3項の規定による処分について準用する。

8 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第2項又は第3項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 (現行に同じ。)

5 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (現行に同じ。)

2～5 (現行に同じ。)

6 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第20条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、前条第2項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (省略)

2～5 (省略)

6 第17条第10項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第20条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職

の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第16条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 (現行に同じ。)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を

の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第18条第2項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第17条第10項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 (省略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 (省略)

2・3 (省略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を

受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 (現行に同じ。)

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第16条第2項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁こ以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 (省略)

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第18条第2項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第17条第10項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 (現行に同じ。)

(人事委員会による調査審議)

第22条 (現行に同じ。)

2 退職手当管理機関は、第18条第1項第3号若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第18条第2項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4～6 (現行に同じ。)

付 則

15 平成30年4月1日以後に退職（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において職員の給与に関する条例第5条第1項第1号イに規定する行政職給料表（二）（以下「行政職給料表（二）」という。）の適用を受け、かつ、第10条第1項第7号に掲げる区分に該当する期間（以下「対象期間」という。

8 (省略)

(人事委員会による調査審議)

第22条 (省略)

2 退職手当管理機関は、第18条第2項第2号若しくは第3項、第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第18条第3項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4～6 (省略)

付 則

15 平成25年4月1日以後に退職（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において職員の給与に関する条例第5条第1項第1号イに規定する行政職給料表（二）（以下「行政職給料表（二）」という。）の適用を受け、かつ、第10条第1項第8号に掲げる区分に該当する期間（以下「対象期間」という。

) を有する場合は、対象期間 1 年度につき、68の点数（当該対象期間中に同条第 4 項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあっては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数）を合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

) を有する場合は、対象期間 1 年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間の区分に応じ、当該各号に定める点数（当該対象期間中に同条第 4 項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあっては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

- (1) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間 20
- (2) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間 40
- (3) 平成 27 年 4 月 1 日以後の期間 68

16 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表（二）の職務の級が 2 級（平成 17 年 3 月 31 日以前の期間にあっては、3 級）以上であった期間（その者が都職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあっては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であった期間）を有するときは、対象期間 1 年度につき、22の点数（当該対象期間中に第 10 条第 4 項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあっては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数）を合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

16 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表（二）の職務の級が 2 級（平成 17 年 3 月 31 日以前の期間にあっては、3 級）以上であった期間（その者が都職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあっては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であった期間）を有するときは、対象期間 1 年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間の区分に応じ、当該各号に定める点数（当該対象期間中に第 10 条第 4 項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあっては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退

職手当の調整額に加算する額に加算する。

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 6. 7
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 13. 4
- (3) 平成27年4月1日以後の期間 22